

公告第 22号

浪江農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、同法第13条第4項で準用する同法第12条第2項の規定により、下記場所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年4月7日

浪江町長 吉田 栄光



変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

浪江町役場 農林水産課

浪江町大字幾世橋字六反田7番地の2